

# 火災の早期発見に重要な「自動火災報知設備」 更新時期を迎えていませんか？



自動火災報知設備には寿命があります。

一般社団法人 日本火災報知機工業会  
『既設の自動火災報知設備機器の更新について』より

<p><b>感知器</b></p>  <p>煙感知器 熱感知器</p> <p>更新時期 <b>10~15年</b> ※1</p>	<p><b>受信機</b></p>  <p>更新時期 <b>15~20年</b> ※2</p>	<p><b>ベル(地区音響装置)</b></p>  <p>更新時期 <b>20年</b></p>
<p><b>発信機</b></p>  <p>更新時期 <b>20年</b></p>		<p><b>内蔵蓄電池</b></p>  <p>更新時期 <b>3~5年</b></p>

※1) 煙感知器は10年、熱感知器(半導体式)は10年、熱感知器(メカ式)は15年。 ※2) R型受信機は15年、P型受信機は15年、電子機器部品を多用していないP型受信機は20年。  
注) 上記の参考年数は、適切に定期点検が実施され、機器の設置環境に支障がない場合です。(設置場所の設置環境によっては、状況により短くなる場合があります。)

**老朽化した設備は早めのリニューアルをおすすめします！**

感知器が動かなかったら  
**気づくのが遅れる！**

受信機が動かなかったら  
**知らせるのが遅れる！**

ベル(地区音響装置)が動かなかったら  
**逃げるのが遅れる！**



**いざ！**というとき、自動火災報知設備が動かなかったら大変！

火災の脅威から、人命と財産を守るのは「**防火管理者**」の責任です。

消防法では、建物の管理権原者(所有者など)に対して「防火管理者」を選び、消火・通報・避難訓練の実施など、防火管理に必要な業務を行うよう義務づけています。

防火安全対策に関する、消防機関からの措置命令に違反した場合  
**最高1億円の罰金**が科せられることがあります。  
消防法第45条 第1号